

「福岡県社会福祉協議会の取組について」

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
地域福祉部権利擁護センター

【本日の説明の流れ】

- 1 日常生活自立支援事業とは
- 2 県内の実利用者数の推移
- 3 その他の権利擁護支援に係る取組

1 日常生活自立支援事業とは

福岡県の現状

人口 5,113,070人（令和3年4月1日現在）

高齢化率	65歳以上	27.7%	1,415,506人
	75歳以上	13.7%	700,196人

○認知症高齢者の将来推計

平成30年	20万人	→	令和7年	30万人
(高齢者7人に1人)			(高齢者5人に1人)	

意思決定について支援が必要な人の
権利は守られているの？



日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など「判断能力が不十分な人の権利を擁護する」ことを目的として、「自立した地域生活」が送れるよう「福祉サービスの利用援助」を行う

年度	内容
平成10年 1998年	○中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会 (中間まとめ) 「措置制度から契約制度へ」と移行する中で、 適切なサービス利用を可能とする制度の必要性 を指摘
平成11年 1999年	○ <u>地域福祉権利擁護事業開始</u>
平成12年 2000年	○社会福祉法の施行 <u>社会福祉基礎構造改革「措置から契約へ」</u> ○ <u>成年後見制度開始</u>
平成19年 2007年	○ <u>事業名称を日常生活自立支援事業に変更</u>

事業の実施主体

全国の都道府県・指定都市社会福祉協議会

福岡県では、福岡県社会福祉協議会
北九州市社会福祉協議会
福岡市社会福祉協議会

※福岡県社会福祉協議会から市町村社協へ業務の一部を委託



どんな人が利用できますか？



認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

※この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。

※どのくらい判断能力があるかは、「契約締結判定ガイドライン」で確認します。

※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症と診断を受けている方に限られるものではありません。

※施設や病院に入所、入院された場合でも利用できます。



福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう相談を受けます。

- 福祉サービスの情報提供、助言、利用する（やめる）ための手続き。
- 福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い。

×【お手伝いできないこと】買物支援、保証人、施設や病院の入所・入院の手続き、死後事務。

福祉サービスを利用するにはどうしたらいいの？



日常的な金銭の管理

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

- 年金や福祉手当等の受領に必要なお手伝い。
- 生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談、助言。
- 福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払いのお手伝い。

×【お手伝いできないこと】預金の資産運用や確定申告、債務整理にかかる手続き。

月々の支払いがきちんとできているか心配…。



書類等のお預かり

大切な書類や印鑑、証書などを安全にお預かりします。

- 保管できるもの
年金手帳・証書、預貯金通帳、登記簿別情報通知書、印鑑、キャッシュカードなど

×【保管できないもの】宝石、書画、骨董品、貴金属類、家の鍵など

通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてしまう…。





費用はかかりますか？



相談は無料ですが、契約後は利用料や預かり料が必要です。

○ただし、生活保護を受けている方は、すべて無料です。



利用料

1 時間まで	1,000 円
1 時間を超えて 1 時間 30 分まで	1,350 円
1 時間 30 分を超えて 2 時間まで	1,700 円
2 時間を超えて 2 時間 30 分まで	2,050 円
2 時間 30 分を超えて 3 時間まで	2,400 円
3 時間を超えた場合	2,750 円

預かり料

お住まいの市町村の社会福祉協議会でお預かりする場合

日常的な金銭管理にかかる書類等を預かります。

(預貯金通帳、通帳印など)

※50 万円以内の預貯金通帳に限ります。

月 350 円
(年 4,200 円)

銀行の貸金庫等でお預かりする場合

普段取り扱わないその他の書類等を預かります。

(年金手帳・証書、預金通帳、登記識別情報通知書、実印、キャッシュカードなど)

※500 万円以内の預貯金通帳に限ります。

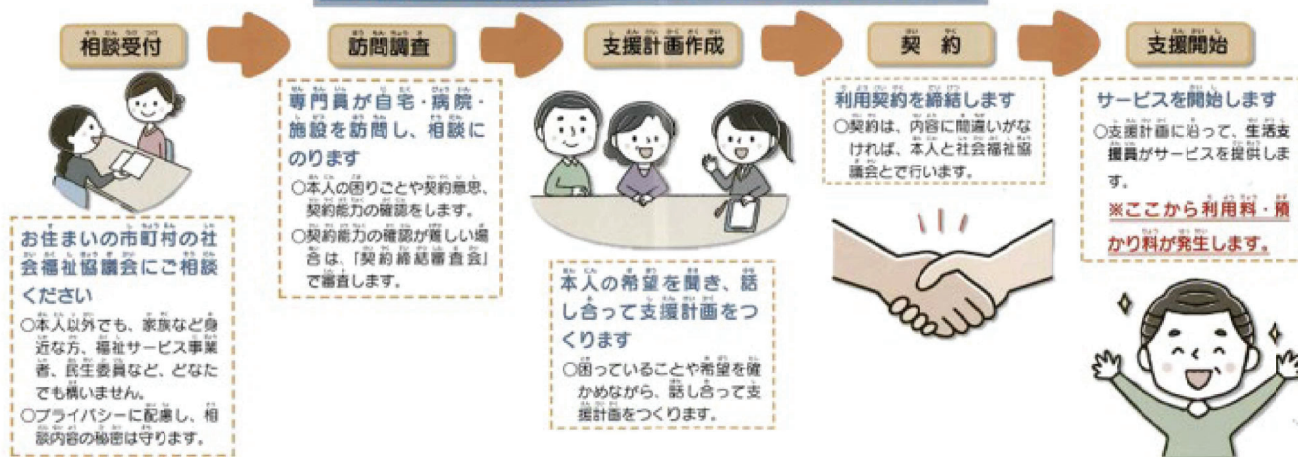
月 250 円
(年 3,000 円)



Q どうすれば利用できますか？

A まずは住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

利用（支援）開始までの流れ



専門員

誰が担うの？
一市町村社協の職員



役割は？

—訪問調査～支援計画作成～契約～
随時相談～支援内容変更～解約。
「福祉の専門家の視点」で、利用者に
必要・最適な支援のあり方を考える。
生活支援員の指導・監督。

生活支援員

誰が担うの？

—市民(現・元民生委員、元行政職員、元教師、ボランティア団体、講座修了者)や社協職員が担っています。

役割は？

—専門員が作った支援計画に沿って、「隣人的な視点」で実際に支援(お手伝い)を行う。



契約締結審査会

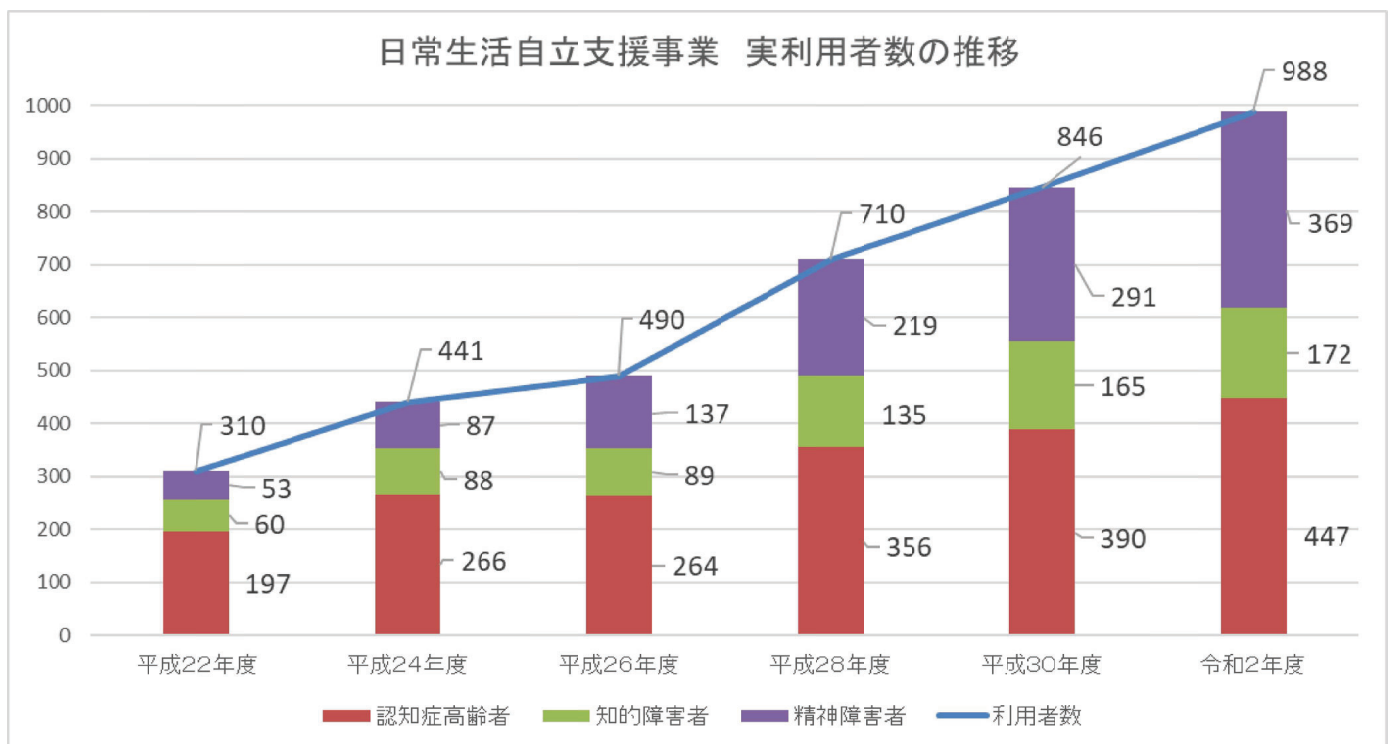
役割は？

契約締結能力や判断能力に疑義が生じた場合の契約可否の判断や対応が困難な問題への助言等

委員はどんな人？

弁護士、医師、社会福祉士、大学教員、福岡県消費生活センター所長

2 県内の実利用者数の推移



3 その他の権利擁護に係る取組

せいねんこうけんせいど

成年後見制度 セミナー in ふくおか

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために

令和4年
3/6(日) 13:00-16:00

会場：クローバープラザ 1F クローバーホール
(春日市原町3-1-7)

定員：100名

締切：令和4年2月24日(木)まで
(定員に達し次第、締め切り)

申込方法：FAXにてお申込み(裏面に記載)

参加費
無料

WEB配信による視聴も可能

定員：100名

動画配信期間：令和4年3月16日(水)～令和4年3月30日(水)
(開始日は予定)

※動画を視聴する際に必要なURL及び資料は、申込締切後に別途メールでご案内いたしますので、「参加申込書」に必ず受信用のメールアドレスを御記入ください。

※配信開始日が決まり次第、申込された方へメールで御案内いたします。

プログラム 成年後見制度セミナー IN ふくおか
 13:00～あいさつ 福岡県社会福祉協議会
 13:10～制度説明 「成年後見制度ってなに？」
 福岡県社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護センター
 13:40～活動報告 「どんな方が支えてる？」
 「地域でお困りの方ってどんな方？（仮）」
 鞍手町民生委員児童委員協議会 会長 五百路 恵美子 氏
 「銀行窓口の“今” 認知症の方などへの対応（仮）」
 株式会社 福岡銀行 事務管理部 調査役 内藤 寛訓 氏
 「市民後見人までの道のり（仮）」
 北九州市 市民後見人 安永 晴美 氏
 「法人後見からみた成年後見制度が必要な方たち（仮）」
 福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター 所長 小池 紀徹 氏
 14:40～ 「明るい未来のために～地域共生社会と成年後見制度の活用～」
 パネルディスカッション コーディネーター 法テラス福岡 副所長 社会福祉士 稲吉 江美 氏
 パネリスト 北九州市地域包括支援センター 猿渡 真吾 氏
 福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター
 所長 小池 紀徹 氏
 弓・柴尾法律事務所 弁護士 柴尾 知成 氏
 福岡家庭裁判所 主任書記官 白石 真洋 氏
 16:00 閉会

ご清聴
 ありがとうございました